

東労基発 0530 第 2 号
令和 5 年 5 月 30 日

一般社団法人 日本建設機械工業会 会長 殿

東京労働局長労働基準部長

移動式クレーンや杭打機などを使用して作業を行う場合の労働災害防止
の徹底について（要請）

平素より、労働安全衛生行政の運営に格別の御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 5 月に、都内の建設工事現場において、移動式クレーンに杭打機を装着した建設機械が転倒し、2名の作業員が被災し、そのうち1名が死亡する災害（以下「本件災害」という。）が発生しました。また、昨年も類似する災害で、移動式クレーンが転倒する災害が頻発し、このような労働災害は社会的な問題としてマスメディアにも取り上げられたところです。

現在、本件災害の原因は調査中ですが、作業計画の不備、作業従事者における作業手順の未遵守、危険意識の低下などが考えられます。また、移動式クレーンや杭打機等が転倒すると、現場作業員はもとより、近隣住民や通行人など第三者を巻き込むおそれがあり、憂慮するところです。

つきましては、貴団体の傘下会員など関係者に対し、杭打機等を使用して作業を行う場合は、転倒を防止するため、下記の基本的な事項の徹底について周知方お願いいたします。

記

- 1 施工管理を行う元請事業者や作業従事者が所属する事業者による安全衛生管理
- 2 作業計画の策定や周知、作業計画段階におけるリスクアセスメントの実施
- 3 機械の構造上定められた適正な使用方法の遵守
- 4 作業指揮者の選任及び作業に従事する者への安全教育の実施